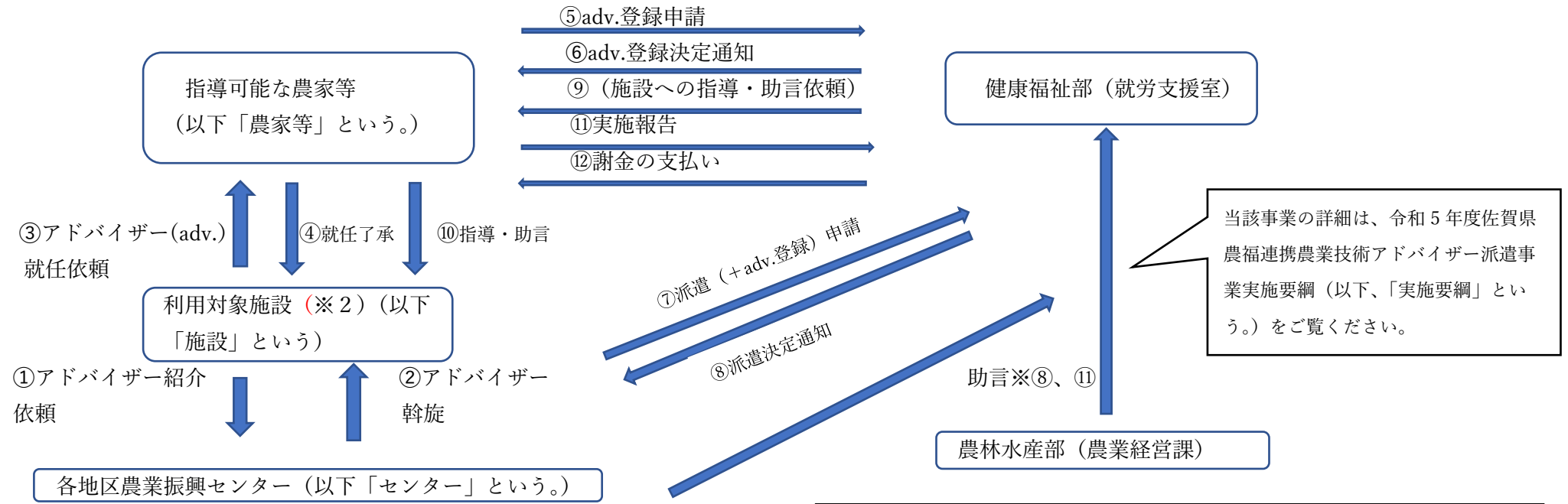


令和5年度佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業スキーム図

<事業目的> 利用対象施設の職業指導員等（※1）に対し、農業に関する専門家（農家等）による指導・助言を行うことにより、農業分野における障害者の就労の機会創出・拡大を支援し、障害者の賃金・工賃の向上及び地域における農業の維持等を図る。



当該事業の詳細は、令和5年度佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）をご覧ください。

<①~②> 施設は、自らが必要とする農業技術等をセンターに説明し、センターは施設の要望に対して適任と思われる農家等をできる限り斡旋（当該農家との繋ぎ含む）するものとする。

<③~④> 施設はセンターから斡旋を受けた農家等に PR チラシ（※3）を渡して指導をお願いし、了承を得たら、当該農家等に adv.登録申請（当該施設への指導に限っても OK）を依頼

<⑤~⑩> 農家等の adv.登録申請を受け、県は登録決定を通知する。その後、施設からの派遣申請を受け、県は、必要に応じて県農業経営課やセンターから助言を得て派遣決定し、通知するとともに、登録 adv.に対して当該施設への指導、助言を依頼。これを受け、登録 adv.は指導、助言を実施。なお、施設は上記決定通知書の（写）を登録 adv.に渡し、双方で確認しておく。

<⑪~⑫> 登録 adv.は指導・助言が終了したら、県に実施報告を提出。県は、必要に応じて県農業経営課やセンターから助言を得て、当該実施報告を確認し、登録 adv.に対して謝金を支払う。
⇒ 指導時間、指導方法の妥当性、指導効果など

【謝金単価】 2千円/時間（1事業所当たり年間40時間を限度とする。）

※1 職業指導員等⇒職業指導員、生活支援員若しくは指導員（実施要綱第2条②）
 ※2 利用対象施設⇒就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所、及び地域活動支援センター
 （但し、別途要件があるため、詳細は実施要綱第4条をご確認ください。）
 ※3 PR チラシ⇒「農業の専門家を派遣します」≪佐賀県農業技術アドバイザー派遣事業≫